

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
リスクマネジメント要綱

制定	平成 23 年 12 月 26 日	23 産技経経第 72 号
一部改訂	平成 30 年 5 月 10 日	30 産技経経第 47 号
一部改訂	2024 年 2 月 26 日	2023 産技企経第 254 号
一部改訂	2024 年 9 月 27 日	2024 産技企経第 108 号
一部改訂	2026 年 3 月 30 日	2025 産技企経第 241 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）におけるリスク事象発生防止及び危機対応等を行い、もって都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この要綱は、都産技研の役職員等に適用する。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター内部統制・コンプライアンス推進規程、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターリスクマネジメント委員会設置要綱に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 リスクマネジメントの枠組み 都産技研全体にわたって、リスクマネジメントの構築（方法及び体制決定）、実践、点検、レビュー、改善を行うための基盤及び基本的な取決めをいう。
- 二 リスクアセスメント リスクの特定、分析及び評価を行う一連の活動をいう。
- 三 リスク特定 業務フローを基に内在するリスクとそのリスク源を発見、認識及び記述するプロセスをいう。
- 四 リスク分析 リスクの特質を理解し、リスクレベルを決定するプロセスをいう。
- 五 リスクレベル 結果とその起こりやすさの組合せとして表現されるリスクの大きさをいう。
- 六 リスク評価 リスク及びその大きさが、受容可能か又は許容可能かを決定するために、リスク分析の結果をリスク基準と比較するプロセスをいう。
- 七 リスク受容 リスク評価の結果、ある特定のリスクを受け入れる意思決定をいう。
- 八 リスク回避 ある特定のリスクにさらされないため、ある活動に参画しない又はある活動から撤退するという、情報に基づいた意思決定をいう。
- 九 リスク低減 リスク源（脅威、危険源など）を除去する、リスクの起こりやすさ（発生確率又は発生頻度）を下げる、リスク発生時の影響を低くするなどの対策により、リスクレベルを低減することをいう。
- 十 リスク共有 他者との間で、合意に基づいてリスクを分散することを含むリスク対応の形態

をいう。

十一 リスク保有 ある特定のリスクにより起こり得る利益の恩恵又は損失の負担を受容することをいう。

十二 リスク対応 受容できないリスクへの対応方針に基づき、業務プロセスの見直し等を実施することをいう。

十三 残留リスク リスク対応後に残るリスクをいう。リスク受容が可能なリスクレベルであるものとする。

十四 クライシス 事業目的の達成に望ましくない重大な影響が発生した状態又は発生間近である状態をいう。

十五 クライシスマネジメント クライシスに対して、事前の準備を含めて、通報、事実掌握、対策、復旧、評価、再発防止を行う一連の管理活動をいう。

十六 事業継続計画（BCP） 大規模な災害、事故、システム障害等が発生した場合に、組織が基幹事業を継続し早期に事業を再開するために策定する行動計画をいう。

十七 インシデント 事業目的の達成に望ましくないが、早期回復が見込まれる影響が発生した状態又は発生間近である状態をいう。

十八 インシデントマネジメント インシデントに対し、事前の準備、状況把握、対応及び再開復帰作業を行う一連の管理活動をいう。

#### （リスクマネジメント基本方針）

第4条 リスクマネジメントの基本方針（以下、「基本方針」という。）は、次の各号に掲げる原則に沿って定める。

- 一 都産技研の定款及び憲章の内容と矛盾がなく、整合する。
  - 二 リスクマネジメントの目標を示す。
  - 三 役職員の責任及び心構えを示す。
  - 四 方法及び体制の改善指向を示す。
- 2 基本方針は、理事長が制定及び改定を行う。
  - 3 基本方針は、役職員等やステークホルダーへ周知する。

#### （クライシス及びインシデントへの対応）

第5条 内部統制最高責任者は、都産技研の事業から予測されるクライシス及びインシデントについての対応を事前に定めるものとする。

- 2 都産技研の事業から予測されるクライシスは別表1による。
- 3 クライシス及びインシデントへの対応については、影響が広範かつ重大であることから、第2章に定めるリスクマネジメントの実施プロセスの対象外とする。

#### （リスク事象の発生時等における情報提供方針）

第6条 都産技研の事業目的の達成に望ましくないリスク事象が発生した場合の情報提供体制は、業務事故等取扱要綱別紙3及び別紙4に定めるところによる。

- 2 内部統制統括責任者は、クライシス及びインシデントに関する情報提供についての方針を事前に定めるものとする。

(保有施設の点検及び必要な補修等)

第7条 都産技研の事業目的の達成のために、特に必要な保有施設及びその点検並びに必要な補修等については、長期保全計画による。

## 第2章 リスクマネジメント

(リスクマネジメント実施体制)

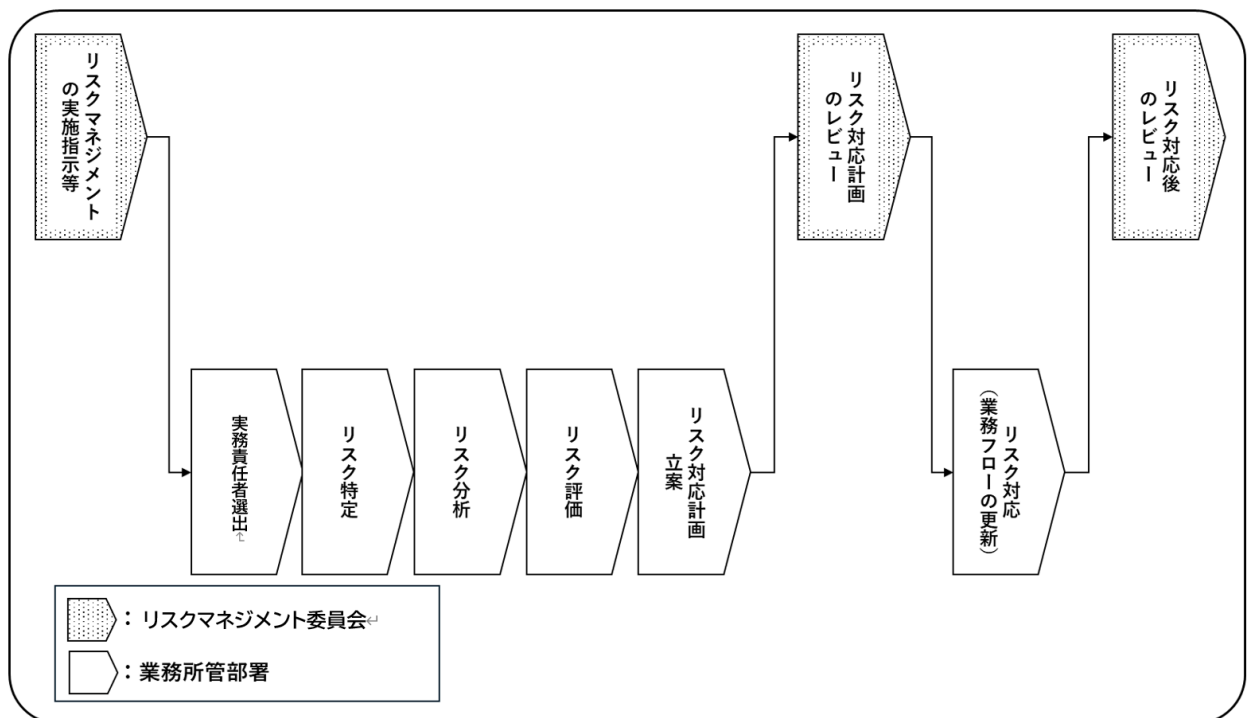
第8条 各所属の内部統制推進副責任者は、リスクマネジメント委員会（以下、「委員会」という。）の指示又は自らの意思決定に基づき、所掌する業務についてリスクマネジメントを実施する。

2 リスクマネジメントにおいて、内部統制推進副責任者は次の各号に掲げる責任を負う。

- 一 リスクマネジメントの計画、実施、報告の責任
- 二 リスクマネジメントを実施する責任者（以下、「実務責任者」という。）の指名
- 三 リスクマネジメント対応計画の承認及び委員会での報告

(リスクマネジメントの実施プロセス)

第9条 都産技研におけるリスクマネジメントの実施プロセスは、原則として下図に示すとおりとする。



(リスク特定)

第10条 実務責任者は、業務フロー及び業務手順書を基にリスク特定を行う。

2 リスク特定の実施にあたっては、次に掲げる項目を明確に識別する。

- 一 保護対象
- 二 事象発生の場面又は条件
- 三 リスク源（脅威、危険源など）
- 四 事象

五 起こり得る結果（望ましくない影響を与える事象の結末）

六 原因又は起こりやすさに影響を与える要素（脆弱性、接近頻度など）

3 都産技研内外においてリスクが顕在化した場合又は法改正等の環境変化を基にリスクマネジメント活動を行う場合、第1項の規定によらずに対応することができる。

（リスク分析）

第11条 内部統制推進副責任者は、実務責任者とともに、特定したリスクの候補すべてに対しリスク分析を実施する。

2 実務責任者は、別表2及び別表3を基に、結果の影響度と起こりやすさ（発生確率又は発生頻度）を算出し、別表4を基にリスクレベルを決定する。

（リスク評価）

第12条 内部統制推進副責任者は、第11条で分析したリスク候補の中から対象の組織等で管理するリスクを絞り込むため、以下に掲げる手順でリスク評価を実施する。

一 原則として別表4を基に受容するリスクを決定する。

二 受容しないリスク候補について、それぞれリスク対応の優先順位を決定する。

三 実施したリスク特定、リスク分析、リスク評価の結果を基に、リスクのコントロール・マトリックス（第1軸を評価したリスク、第2軸をリスクアセスメント活動の時系列的な結果とした一覧表）を作成する。

（リスク対応計画立案）

第13条 実務責任者は、以下の手順に従い、リスクに対する対応方針及びリスク対応計画を作成する。

一 受容したリスク以外のリスク候補について、リスク対応の方針を決定する。リスク対応の方針の選択肢は、次の4項目とし、それぞれリスクコントロールマトリックスに記入する。なお、リスク対応方針の決定にあたっては、選択した方針によって別の新たなリスクが発生しないよう考慮する。

① リスク回避

② リスク低減

③ リスク共有

④ リスク保有

二 決定したリスク対応方針に基づき、リスク対応計画書を作成する。作成にあたっては、次の4項目を検討し、明記する。

① 各工程の責任者

② スケジュール

③ 納期などの管理特性

④ リスク対応後の残留リスク

（リスク評価結果等の承認）

第14条 内部統制推進副責任者は、リスク評価結果及びリスク対応計画書を承認する。

2 内部統制推進副責任者は、前項で承認したリスク評価結果及びリスク対応計画書について、委員会で報告する。

3 対象のリスクマネジメントが委員会等の指示に基づいて行われた場合、当該計画書の実行が内部統制推進副責任者の役割・権限を超える場合等、上位の職層による判断が必要な場合は、委員会で審議を行うものとする。

(リスク対応及び報告)

第 15 条 内部統制推進副責任者は、第 14 条で承認したリスク対応計画書を基に、以下の手順でリスク対応及び報告を行なう。

- 一 リスク対応計画書に基づくリスク対応（業務フローの見直し）
- 二 委員会へのリスク対応完了報告
- 三 リスク対応の完了とそれに伴って見直した業務フローの所属内周知
- 四 他の所属に関する業務の場合、リスク対応の完了及びそれに伴って見直した業務フローの所属内周知

附則

(施行期日)

この規程は平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

この規程は平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は 2024 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は 2024 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は 2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 クライシスの種類及び緊急事態対応の主要項目

No.	クライシスの種類 (都産技研をあげて対応が必要と判断されるもの)	緊急事態対応の主要項目 (◎：実施、△：必要に応じ実施、×：該当せず)				
		人命救助	その他 優先活動	官公庁 へ連絡	発生・再発 の予防	対応の 準備
1	地震、津波、異常天候などの重大な自然災害	◎	被害拡大防止、 事業継続性維持 (※)	△	×	◎
2	爆発、火災、建物倒壊などの生命危機及び重大な物理的損壊を及ぼす事故	◎	環境破壊防止、 事業継続性維持 (※)	◎	◎	◎
3	都産技研の事業活動に起因し、内外に対して重大な影響を及ぼす事故	△	利用者、役職員、関係者の安全確保	△	◎	△
4	新型インフルエンザ等、人的及び社会的影響が非常に大きい感染症	◎	伝染防止、 事業継続性維持 (※)	◎	△	◎
5	恐喝、誘拐、その他外部からの不法な攻撃	◎	不当な要求に屈せず、警察と協力して対処	◎	◎	△
6	都産技研の重大な法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査	×	事実解明	◎	◎	△
7	内部者による背任、横領などの内部統制上の重大な不祥事 (研究に関する不祥事を含む)	×	事実解明	△	◎	△
8	性犯罪、窃盗、傷害など、役職員による社会的影響が非常に大きい不法行為	△	事実解明	◎	◎	△
9	利用者情報及び機密情報の漏えい、システム障害など、情報に関する重大な事故及び不法行為	×	事実解明、 事業継続性維持 (※)	△	◎	◎
10	その他上記に準ずる事業上の緊急事態及び対応体制の定めのないインシデント	△	緊急事態の内容 に応じる	△	△	△

※：事業継続計画の策定の対象又は候補

別表2 結果の影響度の参考基準

レベル	定義	分野			
		財務	人命	業務	環境
5	甚大な被害	1億円以上	死亡者が発生	広範囲で1ヶ月以上停止	社会的問題に発展する汚染
4	大きな被害	5千万円以上、1億円未満	長期入院が必要	広範囲で1週間以上停止	周辺地域を含めた長期汚染
3	中程度	1千万円以上、5千万円未満	短期入院が必要	特定範囲で数日停止	周辺地域を含めた短期汚染
2	やや軽い影響	百万円以上、1千万円未満	医師の手当てが必要	特定範囲で1日停止	限定エリアでの長期汚染
1	軽微な影響	百万円未満	軽傷者発生	特定範囲で一時的に停止	限定エリアでの短期汚染

(補足1) 財務の分野の金額は、復旧、損害賠償のコストである。また、財務の分野の基準額は、法人の財務状況に応じて変動する。

(補足2) 影響度の値は、複数の分野で評価できる場合、その中で一番影響度が高い分野の値を採用する。

別表3 起こりやすさの参考基準

レベル	説明
5	1年に複数回発生、いつ起きてもおかしくない
4	1年に1回発生
3	数年に1回発生
2	10年に1回発生
1	ごくまれに、例外的な状況で発生

(補足3) 起こりやすさの値は、残留リスクを用いて算出する。

(補足4) 結果の影響度と起こりやすさの値は、識別したリスクの事象に対して、組合せで評価するものであり、それぞれ個別に値を評価するものではない。

別表4 リスク受容の参考基準

結果の影響度のレベル(C)	5	10	10 ○	30 ×	50 ×	70 ×	100 ×
	4	7	7 ○	21 ×	35 ×	49 ×	70 ×
	3	5	5 ○	15 ○	25 ×	35 ×	50 ×
	2	3	3 ○	9 ○	15 ○	21 ×	30 ×
	1	1	1 ○	3 ○	5 ○	7 ○	10 ○
	レベル	係数					
リスクレベル (R) (=C×L)	係数	1	3	5	7	10	
	レベル	1	2	3	4	5	
		起こりやすさのレベル (L)					

原則として、リスクレベル 21 以上は受容不可 (×)、20 以下は受容可 (○) とする。